

介護予防・日常生活支援総合事業 利用料

令和2年1月

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型サービス(独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	11,720円/月	1,172円/月	2,344円/月	3,516円/月
訪問型サービス(独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	23,420円/月	2,342円/月	4,684円/月	7,026円/月
訪問型サービス(独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援2)	37,150円/月	3,715円/月	7,430円/月	11,145円/月
訪問型サービス(独自)Ⅳ (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行なった場合(事業対象者・要支援1・2)	2,670円/回	267円/回	534円/回	801円/回
訪問型サービス(独自)Ⅴ (1回につき)	1月の中で全部で5回～8回のサービスを行なった場合(事業対象者・要支援1・2)	2,710円/回	271円/回	542円/回	813円/回
訪問型サービス(独自)Ⅵ (1回につき)	1月の中で全部で9回～12回のサービスを行なった場合(事業対象者・要支援2)	2,860円/回	286円/回	574円/回	858円/回
訪問型サービス(独自) 短時間サービス (1回につき)	20分未満の訪問型サービス(事業対象者・要支援1・2)	1,660円/回	166円/回	332円/回	498円/回

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算 (I) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数に13.7%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(II) ※					

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます